



2026年3月31日

各位

会社名 unbanked株式会社
代表者名 代表取締役社長 安達 哲也
(コード：8746 東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役管理本部長 七條 利明
電話番号 03-6456-2670(代表)

株主による第三者割当増資の差止仮処分命令申立てに関するお知らせ

当社が、2026年3月26日開催の取締役会において決議いたしました、AU投資事業組合を割当先とする第三者割当による新株式及び新株予約権の発行（以下、「本第三者割当増資」といいます。）について、当社の株主から本第三者割当増資差止め請求に係る仮処分の申立て（以下、「本申立て」といいます。）がなされましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本申立てに至った経緯

当社は、2026年3月26日付け「第三者割当により発行される新株式及び第3回新株予約権の募集、並びに主要株主の異動に関するお知らせ」にてお知らせのとおり、同日開催の取締役会において、本第三者割当増資を行うことを決議いたしました。

これに対し、当社株主であるAkatsuki Capital Works株式会社が、2026年3月30日、東京地方裁判所に本申立てを行い、当社は、同月31日、「募集株式発行及び新株予約権発行差止仮処分命令申立書」を受領しました。

2. 仮処分の申立てをした株主の概要

| | |
|---------------------------|--|
| (1) 名称 | Akatsuki Capital Works株式会社 |
| (2) 所在地 | 東京都千代田区丸の内二丁目4番1号丸の内ビルディング9階 |
| (3) 代表者の氏名 | 代表取締役 大塚 郁人 |
| (4) 事業内容 | 各種コンサルティング業他 |
| (5) 資本金 | 30万円 |
| (6) 所有株式数 (所有比率、議決権比率) | 1,140,471株 (所有比率：8.40%、議決権比率：8.50%) |

(注) 1. 所有株式数は、Akatsuki Capital Works株式会社が2026年3月17日付けで提出した変更報告書 No.4 の保有株券等の数（総数）から信用買付株式数（185,000株）を除いた株式数を記載しております。

2. 所有比率及び議決権比率は、2025年10月31日現在の発行済株式総数（13,570,982株）、総議決権数（134,213個）を基に計算しております。

3. 本申立てがあった年月日

2026年3月30日

4. 本申立ての内容

(1) 本申立てがなされた裁判所

東京地方裁判所

(2) 本申立ての対象

2026年3月26日開催の当社取締役会において決議した、第三者割当増資による新株式(1,621,700株)及び新株予約権(118,919個)の発行を仮に差し止める仮処分申立て。

(3) 本申立ての理由

当社が受領した「募集株式発行及び新株予約権発行差止仮処分命令申立書」によれば、本第三者割当増資は、当社の現経営陣が、臨時株主総会における取締役解任決議(注)の成立を阻止するために行うものであって、「著しく不公正な方法による発行に該当する」とのことです。

(注) 2026年1月28日付で株主であるAkatsuki Capital Works株式会社から、当社取締役(監査等委員である取締役3名を含む)5名の解任を議案とする臨時株主総会の招集請求が届いております。詳細は、2026年1月30日付け「株主による臨時株主総会の招集請求に関するお知らせ」をご参照ください。

5. 今後の見通し

当社としては、本第三者割当増資は適法であって本申立てに理由はないものと考えており、仮処分申立て手続において、当社の見解の正当性を主張してまいります。

なお、本第三者割当増資のスケジュールに変更はございません。

(参考) 2026年3月26日決議の本第三者割当増資の概要

<本新株式の募集の概要>

| | | |
|-----|-----------------|---|
| (1) | 払込期日 | 2026年4月14日(火) |
| (2) | 発行新株式数 | 1,621,700株 |
| (3) | 発行価額 | 1株につき283円 |
| (4) | 調達資金の額 | 458,941,100円 発行諸費用の概算額を差し引いた手取り概算額については、下記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期」をご参照下さい。 |
| (5) | 募集又は割当方法(割当予定先) | 第三者割当の方法により、以下のとおり、割り当てます。(以下、「割当予定先」といいます。) AU投資事業組合 1,621,700株 |
| (6) | その他 | 上記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の届出の効力が発生していることを条件とします。 |

<第3回新株予約権の概要>

| | | |
|-----|--------------|---|
| (1) | 割当日 | 2026年4月14日(火) |
| (2) | 新株予約権の総数 | 118,919個 |
| (3) | 発行価額 | 総額41,859,488円(新株予約権1個あたり352円) |
| (4) | 当該発行による潜在株式数 | 11,891,900株 |
| (5) | 調達額 | 3,407,267,188円 (内訳) 新株予約権発行分 41,859,488円 新株予約権行使分 3,365,407,700円 上記資金調達の際には、本新株予約権の払込金額の総額に、すべての新株予約権が行使されたと仮定して算出された金額の合計額です。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、及び、当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記資金調達の額は減少します。 |

| | | |
|-----|---------------------|---|
| (6) | 新株予約権の行使期間 | 2026年4月15日(水)から2028年4月14日(金)まで |
| (7) | 行使価額 | 283円 |
| (8) | 募集又は割当方法 (割当予定先) | 第三者割当の方法により、次の者に割り当てます。 AU投資事業組合 118,919個(潜在株式数11,891,900株) |
| (9) | その他 | <p>①取得条項 本新株予約権の割当日以降、当社は、当社取締役会が別途定める日(以下、「取得日」といいます。)の14取引日前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき発行価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる(本欄に基づく本新株予約権の取得を請求する権利を、「本取得請求権」といいます。)</p> <p>②譲渡制限 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。(なお、本新株予約権の譲渡につき取締役会の承認があった場合には、速やかに当該内容を開示いたします。)</p> <p>③その他 前記各号においては、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生していることを条件とする。また、当社と各割当予定先との間で本第三者割当増資に係る買取契約(以下、「本買取契約」といいます。)を締結する予定である。</p> |

※詳細につきましては、2026年3月26日付け「第三者割当により発行される新株式及び第3回新株予約権の募集、並びに 主要株主の異動に関するお知らせ」の開示をご参照ください。

以 上